

令和元年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年9月12日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広
主任指導主事	宮崎泰仁		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番 井 崎 好 信

13番 内 野 さよ子

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

9. 大串武次議員

1. 防犯カメラの設置促進について
2. 指定野菜価格安定対策事業について

10. 友田香将雄議員

1. 子どもたちの健全な育成について
2. スポーツの振興に係る財源確保について
3. 地域交通の充実と駅を活かしたまちづくりについて

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は2名です。

順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。

8月27日、28日の記録的な豪雨により、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、町内外において被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、早期復旧を望みます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

防犯カメラの設置促進についてお伺いいたします。

防犯カメラは今や私たちの身近にあり、さまざまな場所で普及しています。スーパーやコンビニなどの商業施設に関しては万引き等の犯罪行為に対する防止策として、アパートや住宅等では不審者の監視、道路では交通災害に関する監視など、実にさまざまな場面で設置がなされ、使用されています。最近の事件においては、長期逃亡中の犯人の足取りを防犯カメラの映像で捕らえ、指名手配犯の逮捕につながったことは記憶に新しいところであります。

防犯カメラは、全国的に駅や商店街、道路、公園といった公共空間にも設置されるようになってきました。特にふえたのは、近年多発している児童誘拐や連れ去り事件の影響から、学校の周囲や通学路に設置されています。県内においても、ことし3月、私立高校と県立高校で部室等が燃える火災が相次ぎ、一部の部室が全焼しています。このほか別の県立高校では、窓ガラスが割られる被害と野球部部室からグラブが盗まれる被害で、4校で被害が出ています。また、コンビニやガソリンスタンドを初め、民間事業者が多数の防犯カメラを設置しておりますが、必ずしも子供たちの安全確保を目的に設置したものではありません。やはり、学校や通学路、公園などに設置することによって、特に子供たちを犯罪から守る効果が期待されるのではないのでしょうか。当然防犯カメラを設置したからといって、100%の安全がもたらされるわけではないことは言うまでもありません。

一方、防犯カメラは個人を監視するため、個人情報保護の観点からさまざまな問題も指摘はされていますが、地域防犯力の向上や事件や事故の解決に効果を発揮することから、多く自治体で防犯カメラの設置が進められているようです。

そこで、1点目といたしまして、町内における防犯カメラの設置状況についてお伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

町内の防犯カメラの設置状況でございます。

まず、町内公共施設の防犯カメラの設置状況を申し上げます。

ふれあい郷の自有館に4台、爽明館の事務、プールの監視用に10台、庁舎前の総合運動場に1台、道の駅に8台、有明干拓記念公園に2台、白石町浄化センターに4台、駐輪場監視用としまして、肥前白石駅に2台、肥前竜王駅に2台設置をされております。このほかにも若干趣旨が異なりはいたしますが、ごみ集積場、それから資源回収場所への不法投棄の抑止のために、生活環境課では監視用の防犯カメラを1台保有をしております、計34台となっております。

また、町内各保育園及び幼稚園には37台の防犯カメラが設置されております。そのほか商工会管理で秀津商店街に設置されております防犯カメラが4台、それから佐賀県有明海漁協管理で物揚げ場に設置をされております防犯カメラが4台、株式会社ケーブルワンが防災用として設置されております防犯カメラが2台ございまして、計47台を把握しているところであります。先ほど申しました公共施設と合わせまして、合計で81台となります。

そのほかにも民間事業者が設置されておりますカメラも数多くありまして、白石警察署では、設置箇所の把握をされているところではございますが、あくまでも犯罪事件に関する捜査用の情報管理ということで、内容については開示できないということになっておりまして、民間事業者がつけられている分については、町としては十分把握はまだいたしておりません。

以上でございます。

○大串武次議員

全部民間関係の設置まで把握できない、これはやむを得ないんじゃないかと思いますが、今の説明を聞いておりますと、前回からしますと相当数、数的にはふえているようでございますけど、私が特にお願いしていきたいのは、公共施設関係の設置でございまして、小・中学校を中心としたところがお願いしたいわけでございますけど、平成28年9月に防犯カメラの設置について一般質問をさせていただきましたけれども、そのときの町長の答弁では、県の教育委員会やほかの他の市町の動向を見ながら検討していきたいとの答弁をいただきました。その後、検討をどのようになされたのか、課長、町長にお尋ねいたします。

○松尾裕哉総務課長

まず、私より答弁をさせていただきます。

以前議員より御質問をいただきました平成28年9月議会以降、住民の安心・安全の確保を目的といたしまして、昨今の社会情勢も勘案しながら、防犯カメラ設置について検討を行ってまいりました。その中で、先進事例の検証も含めまして内部協議を行い、さらには警察署などの関係機関との協議を進めまして、防犯カメラ設置に関する方針を継続して検討してきたところでございます。

その結果、防犯カメラの設置台数も増加をしております、今後も適切な設置場所の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田島健一町長

私のほうからも防犯カメラ設置に向けての検討についての答弁をさせていただきます。

防犯カメラ設置に向けての検討ということでございますけども、最近では犯罪の特定や犯罪を起こさせないという抑止力として、あるいは本町の事例からも、行方不明の捜索であるとか防犯カメラはいろいろなところで効果を発揮していることは認識をしているところでございます。このようなことから、公共機関のみならず、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、議員からもお話しいただきましたけれども、金融機関やコンビニストア等、民間でも防犯カメラの機能もあわせ持って設置が進んでおります。本町の防犯カメラ設置についての検討につきましても、今後も警察などと意見を交えながら設置方針を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また一方は、先ほどの話もありましたけれども、住民の権利を守るということも重

要でございます。プライバシーにも十分に配慮しながらの検討を加えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そこで、小学校、中学校というのは、先ほども保育園の設置というのも数多くさせていただいておりますけども、高校の事例も議員からお話しいただきましたけども、今のところ小・中学校で事件が発生しているというところまでは至ってないんですけども、早急に対応は考えていくべきだというふうに認識をいたしているところでございます。

○大串武次議員

今町長が答弁していただきましたように、事件があつてからでは当然遅いわけでございます。ぜひ十分な検討をお願いしたいと思いますけど、町内小・中学校の統合再編審議会も発足し、統廃合の検討もなされている中ではありますけれども、県内の高校でもことし火災など、4件発生しています。公共施設を中心に、小・中学校や通学路周辺の防犯カメラの設置を進めるべきと考えますが、課長、教育長、町長にお伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

まず、公共施設を中心というようにことで答弁をさせていただきます。

先ほども申しました議員から御質問の平成28年9月以降でございますが、公共施設としましては、町内各保育園、幼稚園に37台、それから新設されました道の駅に8台、それから住ノ江漁港物揚げ棧橋に2台の防犯カメラが設置されまして、まだケーブルワンにおいて、福富3差路に1台が新設をされております。また、白石地区防犯協会の事業といたしまして、防犯カメラの設置の事業というのがございます。それを活用されまして、白石地域の栄町区におかれましては、自治公民館付近に防犯カメラを2台設置をされております。これらを合計いたしますと、計50台がその後新設をされているということになります。

議員御指摘のように、防犯カメラの設置につきましては、地域における犯罪抑止につながる有効な手段でございます。多くの方が利用される公共施設に設置することで、より効果も期待されるのではないかと考えております。今後設置費用や設置後の管理面も考慮いたしまして、既存の公共施設に重点を置きました防犯カメラ設置を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○北村喜久次教育長

防犯カメラの学校への設置については、以前にも御質問をお受けしております。そのときは、町内の学校は、犯罪の発生はもちろんですが、たまり場等の場所でもなく、また窓ガラス等の破損等、器物損壊等の状況もないので、機械による監視ではなく、人の関心でというようなことで喫緊の施策とは捉えてないという旨のお答えをしておいたと思います。

しかしながら、全国では想定を超えるような痛ましい事案も発生しておりますし、

何か事が起こってからという悠長な対応はとてもできないというふうに感じているところでは。

そこで、防犯それから警告の意味合いで設置を検討していかなきゃならないというふうに思っているところです。ただ、1校に幾つもとというわけにはいきませんので、効果的な設置場所等については、学校それから地域と十分に検討しながら進めてまいりたいと思っているところです。

以上です。

○田島健一町長

私のほうからも答弁させていただきます。

先ほど総務課長もまた教育長も学校の件についてお答えを差し上げましたので、それ以外のことについて答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、近年では防犯カメラの効用というのはいろんな意味で効果を発しているというふうに思えます。けさも都市でお年寄りが暴漢に襲われているところがまざまざと映し出されておりました。そういったことで、ふだん見られないようなところでもそういったことを映し出しているというところを見れば、カメラの設置というのはどこにでも必要じゃないかなというふうに思ったところがございます。特に私たちが今管理している公共施設については、設置をすることで、公共的な施設のところでは私たちが、そして民間のエリアのところでは民間さんでということ、区分分けをして、していかなければいけないんじゃないかというふうに思うところがございますので、このことについては、先ほども申し上げましたけども、できるだけ早く迅速に対応してまいりたいというふうに思えます。それに当たっては、先ほども言いますように、個人情報との絡みもございますので、その取り扱いには十分配慮しながら検討をしていく所存でございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今教育長なり町長のほうから前向きな御答弁をいただきまして、私も心強く感じたところがございます。

この件で最後でございますけど、県でも9月に補正予算が防犯カメラを設置する市町や団体へ費用を補助する事業に300万円組まれています。25日だったですか、佐賀新聞に掲載がなされておったわけでございますけど、この県の事業を活用し、地域の要望をくみ上げながら、防犯カメラの設置補助制度について検討する必要があるのではないかと考えますが、課長、町長、どういうふうにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃられますとおり、佐賀県議会の9月補正予算案に上程され、この中で防犯カメラの設置費用に対する補助が盛り込まれております。事業の詳細につきましては、私どもにこれから示されることと思えますが、本町におきましても、県の補助

事業の活用について検討してまいりたいと考えております。

また、地域からの要望につきましては、先ほども述べましたが、白石地区防犯協会の防犯カメラ設置事業がございますので、その推進とあわせまして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○田島健一町長

県のほうでは予算化に向けた動きがあるじゃないかということでございます。

先ほど総務課長が答弁をいたしたところでございますけれども、町の防犯に関しましても、先ほど来申し上げておりますように、防犯カメラの設置というのは、ハード対策とソフト面での充実もあわせて行うこと、これは重要というか効果的でもあろうかというふうに思っております。現在町内パトロールや通学時の学童の見守りを住民皆さん方が主体的に行う団体もございます。このように、安全・安心なまちづくりは、町と住民の皆さんが協働で取り組んでいくことが重要でございますので、防犯活動を行う団体の行く末もあわせて、このハード、防犯カメラの設置に努めてまいりたいというふうに思います。

先ほど話がございましたけども、県のほうからは、正式に今県議会で審議をされるということで、まだ詳細にはこちらのほうには来てないわけでございますけども、私たちが県の補助をいただけるようなものがあれば、積極的にこれも活用させていただきたいというふうに思います。そして、白石町のみならず、佐賀県全体としての安心して暮らせる町、県の実現を目指してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○大串武次議員

ぜひ安心して暮らせる安全な白石町の実現を目標としていただきたいと思いますということをお願いして、次の項に移らせていただきたいと思います。

2番目に、指定野菜価格安定対策事業についてお伺いいたします。

この指定野菜価格安定対策事業の内容についてお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

まず、指定野菜価格安定対策事業について御説明をいたします。

この事業につきましては、野菜価格安定対策事業の一つでありまして、野菜の生産は気象の影響を受けやすいといったことから、価格の変動を繰り返しています。野菜の価格と価格安定を図るためには、計画的な生産、出荷が重要でございます。価格の下落が生産者の経営を悪化させ、意欲を減退させないようなことが必要となっております。このため、供給計画に即して、生産者が農協を通じて市場に共同出荷した野菜の価格が一定水準以下に下落した場合に、生産者に対して価格差補給金を交付することによりまして、安定的な生産、集荷を通じて価格の安定を図ることということを目的としてあります。

指定野菜価格安定対策事業は、国の所管いたします農畜産業振興機構が実施をして

おりまして、この野菜価格差補給事業で生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源としまして販売した野菜の全国平均販売価格が基準価格の90%を下回った場合に、保証基準額と平均販売価格との差額の分を補填するといったものでございます。

この事業の対象野菜でございますけど、タマネギ、キャベツ、キュウリ、里芋、大根、トマト、ナス、ネギ、ニンジン、白菜、バレイショ、ピーマン、ホウレンソウ、レタスの14品目が指定野菜となっております。このうち、本町が指定産地として指定されている作目は、タマネギと冬キャベツ、冬レタスの3品目が対象品目となっております。

以上でございます。

○大串武次議員

どうもありがとうございました。

それでは、十数品目あるわけでございますけど、今年産のタマネギは、4月下旬ごろからずっと価格が安かったと思われませんが、価格安定対策事業の対象とならないのかお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

この前に議員のほうから資料請求があっております。この表をもとにお答えをしたいと思います。

価格差補給金は、出荷期間ごとに定められた保証基準額より平均販売価格が下回った場合に給付をされます。平均販売価格は、全国の平均販売単価でございます。JAからの情報によりますと、平均販売価格は、まだ概算ではございますが、今年度産タマネギの4月期につきましては、平均販売価格がキロ当たり108.49円、保証基準額が86円でございますので、補給金の交付はございません。また、5月期、6月期につきましては、5月期の平均販売価格が69.46円、保証基準額が77.5円、6月の平均販売価格は67.72円、保証基準額が77.5円と平均販売価格が保証基準額を下回っている、そういったことから、今期はこの5月、6月分が事業の対象ということになるということでございます。また、7月期につきましても対象となる可能性は高いだろうということでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今課長から説明、答弁をしていただきましたように、対象になるだろうということでございますけど、私は自分もそういうふう聞いておりましたが、保証単価は幾らぐらいの単価になっているのか、対象期間ごとにお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

事業の対象期間ごとで保証単価が幾らぐらいの単価になるのかということでございます。

本町は、たまねぎが4月期、5から6月期、7から10月期、冬キャベツが11から

12月期、1から3月期、冬レタスが11月期、12月期、1月期から2月期、3月期ということに区分されております。保証単価は、保証基準額から平均販売価格を引いて、補填率90%を掛けまして算出することとなっております。今年度の保証単価でございますが、概算では、タマネギの5月分がキロ当たり7.24円、6月分が8.8円となっております。7月期につきましてははまだ未定となっております。それと、冬キャベツと冬レタスにつきましては、まだ販売実績がございませんので、価格というのはわからないといったところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今答弁していただきました。5月期で7円24銭、8月期で8円80銭、支払い見込みということですが、ことしは生産量も非常に多かったことから、生産者は非常に喜ばれるんじゃないかなというふう感じたところでございます。

それでは、この補給金はいつごろ支払われるのか、対象期間ごとにわかればお願いいたします。

○木下信博農業振興課長

補給金の支払いはいつごろということでございますけど、今年度の5月と6月期分の支払いは、9月に支払われるということで予定されてます。また、7月から10月期につきましては、今のところはまだ未定といったところと聞いているところでございます。

以上です。

○大串武次議員

5、6月期は9月に支払われる予定、7、10月期はまだ出荷途中でもありますのでわからないんじゃないかと思っておりますけれども、出荷が終わり次第、できるだけ早く支払いがなされますよう要望していただきたいというように御相談申し上げたいと思っております。

それでは、表にも載ってございましたけど、タマネギの指定野菜価格安定対策事業に係る掛金なり生産者の負担金は幾らなのか、対象期間ごとにお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

生産者に給付金を交付するために必要な資金といいますのは、国、県からの補助金と生産者が負担する負担金を業務開始前に造成をいたしまして、機構に交付準備金として積み立てていくこととなっております。

この事業の資金造成への国、県、生産者の負担割合につきましては、タマネギに関しましてですけど、国が65%、県が17.5%、生産者も同じく17.5%ということで設定をされております。さらに、県と生産者の負担を軽減するために、過去の交付実績を踏まえた負担率が設定されております。佐賀県のほうでは、タマネギ、冬キャベツ、冬レタスについて、各期の生産者負担金を軽減という形で7割ということとなっております。

ります。これにより計算をいたしますと、タマネギも生産者負担金は、4月期は出荷予定予約数量1キログラム当たり3円49銭3厘、それと5月期から6月期は3円17銭8厘、7月期から10月期が3円78銭7厘になるとのことでございます。

以上です。

○大串武次議員

この事業の数量配分はどのようになされているのか、また作付面積が年によって増減があった場合、どうなされているのか。作付面積が毎年同じ面積を栽培されているわけじゃないと思います。年によってふやされたり少なかったりされていると思いますので、個人ごとに毎年変動があると思いますけど、そこら辺の数量配分はどのようになされているのかお尋ねいたします。

○木下信博農業振興課長

この事業に今加入されるためには、前年度の8月末までに佐賀県農協に交付予約希望数量を取りまとめて提出され、さらに佐賀県農協が取りまとめて、農畜産業の振興機構のほうに申し込みというのを行われております。

J Aさが白石地区管内では、生産者から提出される翌年度の出荷契約数量や当該年度の作付面積状況及び翌年産の種子の申し込み状況を加味して、予約、希望数量を計算されておられるとのこと。個人ごとには、交付予約数量をその人の前年の出荷実績で案分をされて決定されていると聞いております。

以上です。

○大串武次議員

前年度の出荷実績なり、それから出荷見込みを当年産を加味して配分がなされるというふうなことで、一応安心はいたしました。そうしないと全体の枠もあると思いますが、面積だけふえて、配分する受け皿がないと個人の持ち分が少なくなるわけです。ですから、対象から出荷しても、枠がなければ、出荷してもことしのように安かったら価格安定制度にかからないというふうなところも出てくるわけでございますので、面積においた生産予定数量に見合ったこの枠に加入できる数量確保をぜひ継続していただくようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、今年産タマネギは、特にわせタマネギでは2L、3L玉が多くて、量が多い方では8トンから10トン近くまでとられた、収穫量があったというような話も聞いておるわけでございますけど、生産数量が非常に多かったと思われるわけでございますけれども、生産者から出荷されたタマネギは、加入者の全量が今年度対象になるのかお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

本年は特に議員もおっしゃられたとおり、わせタマネギでも2L、3Lが非常に多かったということでございます。この出荷量が交付予約数量を上回った場合ということでは、交付対象数量の分がその分切り捨てられることとなっております、出荷さ

れた数量が全てが事業対象ということにはならないということでございます。

また、JAでは、保証金の分配がJA出荷者でかつ前年の出荷実績がある人に対して行われるということだそうでございます。また、加入しておりますタマネギにつきましては、JA白石単独ではございません。佐賀県農協全体で加入しているということでございますので、ほかの市町との調整のほうもあるとのことでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

やはり、先ほど申したように、枠がオーバーしたらその対象外ということでございます。だから、私も先ほど心配しておりましたように、作付面積に見合った生産量分を、この量を白石地区の、これは産地間競争になるかもわかりませんが、できるだけ佐賀県にこういうふうな枠を多くとっていただくよう、町としても活動していただく必要があるんじゃないかなと余計に感じましたので、ぜひそういうふうな対応についても、JAと話し合いをしていただきながら、契約料枠を拡大していただくよう努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、この指定野菜価格安定対策事業の加入要件、作付面積とか地域の範囲はどうなっているのかお尋ねいたします。

○木下信博農業振興課長

指定野菜価格安定対策事業の加入要件でございますが、指定野菜の種別ごとに定められておまして、白石町が加入しているタマネギ、キャベツ、レタスは、作付面積が20ヘクタール以上ということとなっております。

また、地域の範囲につきましては、白石町の町内が範囲ということとなっております。

以上でございます。

○大串武次議員

それでは次に、この指定野菜価格安定対策事業に現在町内で加入している品目と作付面積及び契約数量をお伺いいたします。また、前年との比較してどうなっているのかお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

指定野菜価格安定対策事業に現在白石町で加入している品目は、先ほども申しましたとおり、タマネギ、冬キャベツ、冬レタスの3品目ということでございます。

作付面積と契約の数量でございますけど、平成30年度のタマネギの作付面積が1,127ヘクタールで、今年度令和元年度が1,000トンで58ヘクタールとなっております。また、契約数量につきましては、平成30年度が4万2,500トン、令和元年度は3万5,000トンということでございます。

続きまして、平成30年度の冬キャベツの作付面積ですが97ヘクタール、令和元年度では90ヘクタールの予定ということだそうです。契約数量につきましては、平成30年

度が2,400トンで、令和元年度も同じく2,400トン。

それと、平成30年度の冬レタスの作付面積が37ヘクタール、令和元年度が35ヘクタールの予定ということだそうです。また、契約数量は、平成30年度が519トンで、令和元年度が482トンということになっているとのことでございます。

以上です。

○大串武次議員

今3品目だというふうなことでございますけど、町内にはいろいろ作物も栽培していただいております。こういう事業に加入ができないと、今価格が低迷するときも品目によっては単年度だけではなく、2年、3年と安いままで推移する年もあるわけでございますけれど、この多品目を町内でも栽培していただいておりますけど、この事業をほかに品目的に加入検討がなされている品目はあるのかお尋ねいたします。

○木下信博農業振興課長

先ほども申しましたとおり、現在加入している品目がタマネギと冬キャベツ、冬レタスの3品目でございます。それ以外の指定野菜価格安定対策事業でございますけど、先ほども申しましたが、面積の要件というのがございまして、20ヘクタール以上の作付要件を満たすものということになっておりますので、今のところこの要件を満たすものがないということで、新たな品目がないとのことでございます。

また、単独町ではなくて、隣接する市町を合わせたといいたしましても、今のところこの20ヘクタールの要件を満たす品目は現在該当しないということで聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○大串武次議員

最後になりますけれど、この面積的に20ヘクタールに満たないと、この枠も加入できないというふうな要件もあるようでございますが、特に昨日も重富議員の質問もあっておりましたけれど、重複するところもございしますが、佐賀県では、本年度から露地野菜の生産額を伸ばす露地野菜100億円アップ推進運動を新たに取り組んだり、規模拡大を行う生産者の団体に対し補助がなされます。内容は、園芸分野の生産額を今後10年で大きく伸ばし、農家の所得向上を図ろうというさが園芸生産888億円推進運動の一環で、新規にタマネギやキャベツ、ホウレンソウなどの指定された野菜の栽培を始める場合は、技術の向上や栽培実証といった初期費用の半分50万円を上限に補助、30アール以上で栽培し、3年後に3ヘクタール以上作付することが条件、生産拡大する場合は、初年度50アール以上を3年かけて3ヘクタール以上にするのが条件とされています。増加面積に応じ、1年目に10アールにつき3万円、2年目に2万円、3年目に1万円が助成されます。いずれも3戸以上の農業者で取り組む要件はありますが、本町も農業者の高齢化が進み、タマネギなど重量作物の農業振興は厳しい状況にあると思います。既存の農作物の農業振興はもちろんです。今後はこの事業を活用し、農業所得向上に向けた園芸の振興が必要だと思いますが、課長、町長にどうお考

えになるのかお伺いたします。

○木下信博農業振興課長

露地野菜100億円アップ推進事業につきましては、先ほど議員申されましたとおりの事業ということとなっております。もう少し詳しくこの事業内容を説明いたしますと、この事業は2つの事業により構成をされています。

まず、露地野菜導入チャレンジ事業でございます。

露地野菜の新規作付にチャレンジする農業法人等に対し、露地野菜の新規作付に向けた技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取り組み内容及びスケジュールの確認を検討会の開催や、露地野菜を安定的に生産するための栽培実証などに必要な経費の補助が行われます。事業実施主体は、地域の中心的な担い手となる農業法人、農業者の組織する団体でいずれも3戸以上の農業者で取り組むこととなっております。

事業の採択要件は、過去に作付したことがない品目を作付すること、初年度に作付する面積が30アール以上で3年後に3ヘクタール以上の作付を目標とすること、それとGAPに取り組むこととなっております。補助率は、先ほど申されたとおり、費用の2分の1で、上限額50万円となっております。

もう一つのほうが露地野菜生産拡大支援事業でございます。

事業実施主体は、チャレンジ事業と同じく、地域の中心的な担い手となる農業法人、農業者の組織する団体でいずれも3戸以上の農業者で取り組むこととなっておりますが、露地野菜の生産拡大に対してこれは助成されることとなっております。1対象品目につき、初年度に50アール以上、3年後に3ヘクタール以上の面積拡大を行うこととGAPに取り組むこととなっております。

この事業は、新たに露地野菜に取り組もうと思っている農業者、露地野菜の規模拡大を考えている農業者にとっては必要な取り組み内容への支援でございまして、今後の園芸振興のためにぜひ活用していただければと考えております。

本町でも、高齢者でも面積拡大に取り組めるにはどのような品目がよいのか関係機関と協議を行い、この事業を活用して露地野菜の栽培面積を拡大させ、先ほどまで説明をしておりました指定野菜価格安定対策事業の指定産地となるよう、面積要件をクリアするように農業法人等で取り組んでいただければ、本町の農業振興に大いに貢献できるものと思っております。

この事業は、市町を通さない佐賀県直接採択事業となっております。県は、ホームページにも載せており、募集を行っておられます。現在1次公募が終わって、9月20日までに2次公募が行われ、そういったことから本町でも各農業法人宛てに通知のほうで周知のお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○田島健一町長

私のほうからも答弁をさせていただきます。

先ほど議員おっしゃいますように、佐賀県はさが園芸生産888億円推進運動を行っております。新規就農者も多く、もともと園芸の盛んな本町には大きな期待が寄せら

れているというふうに認識をいたしております。

また、私も昨日も御答弁申し上げましたけども、町村会を代表して、このさが園芸生産888億円推進運動本部の一員となっております。先ほど議員から提案いただきましたような事業につきましても意見を発しまして、そして高齢者でも取り組める軽量の野菜また高く売れる野菜の普及振興等の意見を発しまして、町として先駆的に取り組めるように支援をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○大串武次議員

ありがたい答弁をいただきまして、非常に私も心強く感じております。特に、再三申し上げますように、価格安定事業の対象面積が20ヘクタールというふうな答弁もいただきました。こういうふうな事業をどんどん利用していただきまして、20ヘクタール以上の園芸団地といいますか、そういうふうなのを目指して、白石町の農業者が取り組みやすいような推進策をぜひ町のほうからリーダーシップをとっていただきまして、PRを多分こういうふうな事業があるということはある程度は流されてると思いますけど、もっと末端までよく浸透するような方策も検討していただきまして事業展開を進めていただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで大串議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時20分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。
友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

9月議会最後の一般質問になりました。友田香将雄です。
早速通告に従い質問をいたします。

最初に、子供たちの健全な育成について、幾つか質問を行ってまいります。

1点目として、本町の児童虐待についていたします。

全国各地で児童虐待事件が後を絶ちません。有名な事件で言えば、昨年3月に発覚した目黒区5歳児虐待事件、ことし1月の千葉県小学4年生虐待事件、そして先日8月27日に発覚した鹿児島県の4歳児虐待事件など、事件の中身を調べていけばいくほど激しい怒りとそして深い悲しみで心が締めつけられます。しかしながら、これは氷山の一角であり、平成30年度では、児童虐待認知件数は全国でおおよそ16万件、そして毎年50名以上の子供たちが虐待によって命を落としています。まさに社会現象となって

いるこの問題について、本町はどのような状況なのかお聞きいたします。本町における児童虐待の発生状況について答弁をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

本町の児童虐待の発生状況でございます。

児童虐待と思われる通報、いわゆる通告相談件数につきましては、平成29年度の新規の通告相談件数が6件、対象児童数が8人でございます。平成30年度におきましては7件で、対象児童数が11名というふうになっているところでございます。

通告相談の経路といたしましては、学校、保育園、それと民生委員の方々、親戚、あるいは近所の方などからの通告相談でございまして、内容にいたしましては、主に子供の世話ができていない、いわゆるネグレクト、しつけの行き過ぎによる体罰、それと子供の前のDVと申しますか、面前DV、そういったところでございます。このうち、新規の通告相談件数のうち、虐待と認められる件数につきましては、平成29年度で1件、対象児童2名、平成30年度におきましては、3件の対象児童6人でございます。虐待の種別といたしましては、身体的虐待、それとネグレクト、それと心理的虐待、以上でございます。

○友田香将雄議員

虐待が疑われる場合に関しては、48時間以内に児童に対して確認を行うというルールがあると思いますが、そのあたりについての対応はいかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

対応でございます。

先ほど言われましたように、48時間以内の目視での安全確認というのはあります。町に児童虐待通告があった場合につきましては、まず学校、保育園などの関係機関からの聞き取りを行いまして、保健福祉課の職員が48時間以内の目視で児童の安全確認を行っているところでございます。

その際、虐待案件と判断した場合におきましては、すぐに児童相談所に報告をいたしましてアドバイスを受け、連携して緊急性の判断等を行いまして、生命にかかわる緊急性がある場合につきましては児童相談所への事案送致を行いまして、児童相談所では一時保護などの対応が行われるところでございます。

児童相談所への事案送致を行わないケースもございます。そういった場合につきましては、速やかに学校、保育園、児童相談所などの関係者で行っております個別ケース検討会議を開催をいたしておりまして、今後の児童の安全確保と家庭への支援など、そういった話し合いで対処をしているところでございます。

なお、先ほど言われました48時間のルールでございますけれども、児童虐待発生時の対応ということで、平成29年度、国のほうから示されております市町村子ども家庭支援指針、いわゆるガイドラインでございますけれども、これにのっとり児童の目視での安全確認を行っております。今現在のところ本町においては全て48時間以内での安全確認ができています。

以上でございます。

○友田香将雄議員

虐待の疑いがあった場合は、先ほどの答弁にもありました市町村子ども家庭支援指針、いわゆるガイドラインに沿った対応が行われていると、過去の本町の事案に関しては適切に対応いただいている、48時間ルールにもものをもって対応していただいているというところではあります。

そのガイドラインにおきましては、市町村は、要保護児童の通告先となっていることを地域の関係機関に周知し、情報を収集し、中核機関としての役割を果たしていくことが求められると記述があります。市町村が積極的にかかわることが必要であるというふうになっております。冒頭例に挙げた虐待事件では、児童相談所の緊急性の認識のずれや対応のおそさがあらわになりました。しかしながら、児童相談所での対応が芳しくない場合でも、市町村で何かしら対応することができたならば、あのような悲劇は起きなかったのではとも考えるのです。仮に我が町で緊急性が高い事案が発生した場合、町から児童相談所へ事案送致を行った後、その後本町はどのような役割を担うのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

児童相談所に事案を送致したからといって、本町のかかわりがなくなるということではないと思っております。こういう児童虐待とかそういったものについては、常に関係機関の連携が必要だと思っております。そういうことで、町としてできる家族の状況とかそういった関係機関との連携を、事案を送致して終わりということではなく、連携を深めていっているところでございます。

○友田香将雄議員

本町の過去の事例も去ることではありますが、全国で起きているこの重大事件を我が町事と捉え、我が町で発生した場合、どのような対策を行えば重大事案として発生することはなかったのか積極的に検証を行っていく必要があると考えます。もしかしたら、今現在そのような事案が発生している、そういうことも考えられます。少なくとも、白石町ではそのような悲しい事件を発生させない、そういう強い思いで臨んでほしいと思いますが、町長のお気持ちを聞かせたいと思います。

○田島健一町長

議員おっしゃいますとおり、私もこの児童虐待については悲しいなというふうに思っているところでございます。その中で、児童相談所であるとか行政機関がどうやってかかわっていたのかなというのを思うわけでございまして、いつも何かテレビ等々で見ると謝っていらっしゃるところも目につくわけでございます。そういったことから、先ほど言われますように、白石町本町ではそういうことが絶対ないようにするためには、まずもって通告のところでのお話もありました、民生委員さんや学校、また近隣、親戚の人たちからの情報をまずいただく、そしてそれを受けて、今度町は児

童相談所に最終的に送致するわけでございますけども、ただ送致しただけじゃなくて、後のフォローもしっかりとして、また通告していただいた方々にも恩返しじゃないですけども、こうなりましたよというところもお見せをしながら、一体となって取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

今、国では児童相談所の児童福祉士のほうの人員確保にも強化していくとかというお話もありますが、そのほうも役割として大変今手いっぱいな状況があります。我々市町村のほうで大人が子供たちに対して信頼を失わないよう精いっぱい対応ができるそういった環境をつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

小児期からの歯と口の健康、衛生管理は、将来の健康維持に関しても必要不可欠であると考えております。学校における歯科健診の状況と未治療児童への対応について答弁をお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

私のほうから、学校の歯科健診の状況についてお答えをいたします。

昨年の平成30年度は、町内の小・中学校の児童・生徒数は1,798人でございます。そのうち、歯科健診の受診者は1,792人で、ほとんどの児童・生徒が検診を受けております。歯科健診の結果でございますけれども、30年度は、虫歯のある児童・生徒が53.91%となっております、全国や佐賀県の平均数値と比べますとやや高くなっております。町内の平成25年度の数値は58.25%、20年度は66.41%でしたので、改善は見てはおります。これは学校で学校だよりや保健だより等を通じまして、歯が大切なこと、それから虫歯や歯肉炎の病気の予防や食生活のあり方など、歯、口の健康づくりに必要な基礎的なことを理解してもらうようにしていることもございます。

それから、保健福祉課と連携いたしまして、これは保護者の同意のもとでございますが、フッ素洗口、そして学校におきまして歯科衛生士によりますブラッシング指導や学校歯科医によりまして、歯科の講話を行っております。

歯科健診結果でございますけども、これについては保護者のほうに通知をして、治療が必要な児童・生徒には受診、場合によっては勧告書という形を配布して、受診後の結果を学校までもらうようにしております。

しかし、なかなかまだ治療ができていない児童・生徒がいるのも事実でございます、歯の健康に対します意識を高めていくように、保健委員会や専門の歯科校医から指導、助言を受けまして、家庭、学校と連携しながら、さらなる改善が図られるように取り組んでいく必要があると思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどありました虫歯のところ、もう少し詳しく私のほうから説明をさせていた

だきます。

平成30年度の小学生の虫歯率は、全国平均で45.3%、佐賀県で54.32%、そして白石町は60.24%、中学生におきましては、全国平均35.42%、佐賀県で35.86%、白石町では40.03%と高い虫歯率です。しかしながら、先ほどもありましたように、学校現場また我々行政のほうで歯の大切さについては、さまざまな形で啓発活動を行っているところではございます。私が危惧しているのは、実は虫歯の発生率、もちろんそこも大切ではあるんですが、そこではなく、むしろ虫歯が見つかった後の対応に私は大変危惧をしております。

本町小学生の32.11%、中学生では19.57%、この数字は、定期検診で虫歯が発見された児童・生徒の未処置数です。虫歯が発見された児童・生徒のおよそ半数が処置せず、そのまま放置している現状です。この数字をもう少し具体的に申し上げます。本町小学生の32%といたしますと、およそ400人、小学生の19.57%といたしますと、およそ110人程度です、この白石町内で500人以上の児童・生徒が口内環境を改善できないというのとは大変重大な問題であると思っております。この500人以上の生徒、例えば1年間放置してて、次の年には必ず治療しているのか、そういうことではないと私のほうでは思っております。下手をすると毎年長期間として虫歯を放置している、治療を放置している、また1人に対して複数本虫歯を所持している生徒も大変多いのではないかというふうに考えております。これは深刻な問題であるというふうに私は考えておりますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

ただいまの虫歯の虫歯の放置というようなことで、深刻な事態だということで御意見を賜りました。先ほども申しましたように、学校ほうでは、歯科衛生士と専門家を呼んでの指導それから検診の通知等をやって、早急な治療の促進等をやっているわけですけど、なかなかというのは今おっしゃっていたような状況です。これは、学校だけというよりも、家庭とのしっかりした連携が欠かせないと思います。

それと、虫歯の治療そのものが再石灰化、昔のようにCの少ない数字でも削るというようなことをなされないの、治療の構えが少し安易になっているかなというところも思います。いずれにしても、先ほど深刻な数字等を出していただいて、警告をしていただきましたので、さらに家庭と学校とがしっかり連携をして、改善に進むように努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、ちょっと見にくいかもしれないので申しわけないですが、こちらは、大体歯医者さんに皆さん行かれたことがあるから聞かれたことがあると思います。歯の検診をされますと、CのワンとかCのツーとかといろいろと言われていると思います。そのときにどういうことだろうかということだと思われていると思いますが、虫歯の侵食率によって分かれております。例えば、子供たちの乳歯におきましたら、永久歯よりも虫歯の侵食は速うございます、虫歯になる確率、虫歯になりやすいという現象

はあります。例えば、Cのワンという形で歯科健診のほうで判断されたこの乳歯は、例えばこれを2箇月放置したとした場合、Cのツーに移行する、そういうスピードで移行することも十分に考えられる、これはもちろん口腔環境によって個人差がばらばらなんです、例えば1年間放置することによって、CのワンからCのスリーに移行していく。これは、先ほどもありましたように、今の虫歯の治療の仕方は、なるべく歯を削らないという方向になっております。これがなぜかと申しますと、例えば歯をたくさん削って、そこに新たなものを埋めたとした場合でも、歯の強度というのは大変落ちます。落ちるので、例えば永久歯の場合、それが成人になっていってどんどん年齢を重ねるにつれてもろくなっていくというのがこれはもう判明している常識であります。なので、なるべく年齢を重ねたときにも歯をしっかりと維持するためになるべく削らずに早目の治療を行うというところで、今それこそ歯科健診のほうも行われているというところで思っております。

例えば、Cのスリー、Cのフォーとなった場合、これはもちろんそしゃく力が低下します。そしゃく力が低下した場合、皆さん御存じのように、いろんな健康障がいの方を引き起こしていきます。

すみません、急なので申しわけないんですが、長寿社会課長、もしくは保健福祉課長のほうに、例えば年齢を重ねた高齢者になった場合、このそしゃく力の低下がどのくらい大切なのか、歯を維持するというのが高齢者にとってどんだけ大切なのかというのを少し答弁いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

現在、長寿社会課のほうで取り組んでいます介護予防の推進の中でも、口腔ケアというのは非常に重要なテーマという形で考えておまして、議員さんの質問とは違うんですけど、その中でも歯の大切さであるとかという部分については、テーマとして取り上げさせてもらっています。また、サロンの中でも、歯科衛生士を派遣いたしまして、そこら辺の周知を図っているというような状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、ありがとうございます。

先ほど口腔ケアのほうに力を入れているというところもありましたように、この歯においては、年齢を重ねた後に治療を行っても一緒なんです。いかに虫歯の侵食が少ないときに治療するのか、もっと言えば若いとき、小さなときに適切な歯の治療を行う、これが大きくなってから年齢を重ねてから健康に生きていけるかどうかの瀬戸際である、一つの要因であるというふうに私は考えております。そういった形で、この未処置率の改善に向けて、今後どのように対策を講じていくのか、そのあたりについて答弁をお願いします。

○北村喜久次教育長

未処置率の改善についてということで意見を賜りました。

先ほど申しましたように、学校のほうでもブラッシング指導、それから歯科衛生教室等をやっております。虫歯もですけど、口腔ケア全体のことでも指導をしております。虫歯もですが、子供たちは虫歯が発生すると笑顔がなくなりますので、社会性にも影響を及ぼしてくるんです。あわせて、御存じのように口腔ケアはほかにも疾病の要因になるわけで、そういう意味で、先ほども言いましたけども、昔みたいに歯医者さんの治療が進んで痛くないというような状況もあって、治療はわかっているけど、なかなか実際の行動に移れてないという状況を感じております。そういう意味で、先ほども申しましたけれども、家庭との連携をより密にして、改善を図るよう努力をしてみたいと思っております。

○友田香将雄議員

子供たちについては、実はそんなに歯に対しての意識が低下しているか、そういうわけではなさそうなところも一つ要因としてはあります。

これは、白石小学校のはなまる健やかチェック達成率という資料を私にいただいていたので、こちらのほうに確認しましたら、歯磨きができていましたかという子供たちに対するアンケートについて、88.9%の子供たちがちゃんとやれているという自己評価を行っています。先ほども答弁にもありましたように、いろんな形で歯の大切さのほうの指導を行っていただいているので、子供たちについては歯の大切さはある程度浸透しているのかなと思っております。この問題について大切なところは、保護者が歯をなるべく侵食が少ないときに処置をしていくという認識をしっかりと高めていくということが重要になってくるのかなと思います。また、その一方で、例えば毎年毎年治療を行えてない児童の保護者のほうになぜできないのか、治療まで連れていってあげることができないのかということに対してのヒアリングと申しますか、そういう調査のほうも必要になってくると思います。例えば、町内のある歯科医の先生にお聞きしますと、そういう保護者さんのところでは、例えば働いている時間は病院が開いている時間に仕事を終わることができないので、子供たちを連れていくことができないとかという話もお聞きしますし、もう一つは、例えばそういった中で、日曜日だったら時間があるけども、日曜日に町内のほうで開設している医院がないとかというところのお話もいただいたことがあります。また、別の形で聞きますと、ある障がいを抱えている子供さんがうまく治療のほうに集中できない、そのために病院のほうから診察を少し敬遠されてしまったことがある、だからなかなか歯医者の方に連れていくことができないんだというお声を聞くこともありました。ただ、歯医者に受診に連れていってくださいというだけではなく、なぜ連れていけないのか、どういった形だったらそこをサポートできるのかということの洗い出しについても対策を講じていく、調査を進めていく必要があるのではないかなと思っております。今この問題について我々が積極的に対策を講じていかなければ、今の子供たちの大きくなったときにさまざまないろんな障がいを抱えてしまうのではないかなというふうに思っております。未処置率改善に本町として重要施策として取り組む必要があると考えておりますが、町長、そのあたりはいかがでしょうか。

○田島健一町長

子供たちの歯というのは、人生80年、90年生活する上では絶対必要なもの。口に入れる一番スタートのところが口、歯でございますので、重要だというふうに思います。そういった意味では、これまで私の周りを見ても、小さいまだ子供のときから親御さんが一生懸命歯を磨いてやり、そしてひとり立ちになれば自分で歯を磨くようになり、そして小学校だったらお友達との関係でも歯を磨いていく。先ほど言われたように、八十数%の子供たちは歯を磨いているという状況の中で、そして虫歯が見つかったときに、なかなか親御さんが先ほど言われましたように、病院に連れていけないという事態があるかもわかりません。そういったところをどうしていくのかということ、それは町としても考えていかなければいけませんけど、これについてはいろんなことも同じですけども、家庭と学校とそして行政とそこら辺を何が原因なのかというところをしっかりと議論しながら、行政として支援するところもないということではないんですけども、どこにあるのか。先ほど御提案がありましたように、町内の歯科医師には日曜日も開けてくださいと、床屋さんじゃないですけど、日曜日は開けてください、月曜日休んでくださいというところもあっていいのかなと、そういった議論をしていくべきじゃないかなというふうに思います。直接的に役場だけが何かを起こす、起こすということはなかなか厳しいかなというふうに思います。ありがとうございます。

○友田香将雄議員

口腔環境の改善、子供たちの虫歯の対策についてはしっかりと力を入れていただきたいと思っております。また、ここにいらっしゃる皆様も、多分恐らく虫歯を放置されている方もいらっしゃると思いますので、今のうちに治療に行っていただきたいと思っております。

そして、次の質問に移ります。

障がい児通所支援事業における放課後等デイサービスの利用状況と、見えてくる課題について答弁をお願いいたします。

○武富 健長寿社会課長

御質問の利用状況についてでございますが、8月末時点での白石町の支給決定者数につきましては43名、月平均17.5日という状況になっております。利用の頻度につきましては、週1回利用の方から平日毎日、土曜日、日曜日まで利用される世帯と、児童本人の療育活動の必要性や家庭の状況によりまして異なっております。杵島管内の他市町では、月平均18から19日となっております、平均だけで見ますと、1日から2日少なくなっておりますが、これは利用状況の分布が他市町と比べまして、毎日利用されている方の割合が少ないものというふうに分析をしております。

また、課題ということになりますが、現在杵島管内全体での放課後等デイサービスの利用者数は320名程度ということになっております。一方、サービス提供事業者につきましては、杵島地区管内で18箇所、定員が180名となっております、利用希望者が定員数を超過しているといったようなところは課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

すみません、確認が1点あります。

管内の近隣自治体と比べ、利用者数の平均日数が1から2日程度少ない理由として、他市町村と比べ、毎日利用される方の割合が少ないことが要因だと分析されているということでしたが、これは他自治体でも毎日利用されることを希望されている利用者の割合など、データとして調べた上での分析であるという認識でよろしいのでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

具体的にその数値を比較しての分析ということではなくて、白石町の状況と全体的な比較という形での比率という形で答弁を申し上げます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

放課後デイサービスの近隣市町の状況を資料としていただいておりますので、そちらのほうには、例えば多久市のほうでは、児童数52名に対して平均19.3日、嬉野市に関しましては、児童数48名に対して19.2日、大町町については、児童数11名に対して19.3日、江北町については、児童数24名に対して19.0日、我々白石町としては、23名当たりの平均日数が17.5日というところでした。

先ほど本町としての特性として、毎日利用される方の割合が少ないということでしたが、我々の町としては43名、例えば同じような人数でされている鹿島市52名だったり、嬉野市の48名だったり、そういうところをとりますと、ある程度近隣となってくると、余り特性としては変わらないのではないかなという私としては認識でした。もし今後の調査としまして、本当に毎日利用者のほうが本町に対しては特段少ないのかというところの調査は必ずやっていただきたいと思います。これはなぜかと申しますと、これは少なからず利用者の方から、白石町で申請をした場合、どうしてもほかの市町村と比べて平均日数が少なくなってしまうというお声が出ております。そのときに、こういった形でデータとしてとっているのでも、平均日数が少ないわけではないというところのお答えを必ずする必要が出てくると思います。そういった他自治体と比べて利用日数が少ないという声の印象を払拭するためにも、そういったデータの収集を今後も行っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

サービス利用に当たりましては、保護者の方が希望されます事業所の見学等を経まして利用開始となりますが、本格的に利用を開始された後、児童本人の障がい特性とか支援方法が合わず、短期間でやめられるケースがあるというようなこともございます。こういうことから、今後家庭状況の変化や児童の成長にあわせ、事業所の変更と利用日数の増減については柔軟に対応してまいりたいと考えております。そのために

も、先ほど議員申されましたように、具体的な数字をもとに分析を行いまして、今後対応させていただきたいというように考えます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

それでは、受給者の日数と、また実際に利用された日数については、どのぐらい差があるのか答弁をお願いします。

○武富 健長寿社会課長

町全体で申し上げますと、直近3箇月の利用実績でございますが、月平均で10日から11日程度で推移をしております。支給決定は先ほど申し上げました平均17.5日の決定日数の6割程度の実利用にとどまっております。このことは、利用したいが予約がとれずに利用ができないのか、それとも本人、家族の都合により利用されていないのか、また予定より少ない日数で十分な療育活動ができているためなのか、いろいろな理由があると思われませんが、そういった事案も含めまして、モニタリングや個別支援会議等の中で把握をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

実際の利用日数と受給者日数のほうのかい離があるというところでありました。先ほども答弁のほうにもありましたように、そのあたりの原因の調査をしっかりとお願いします。これは、どうしてこれが大事かというところに着目しているかと申しますと、これは、実際に預けたいけれども、預けれないという状況が多分あると思います。そこに関しては、実際保護者の方に対しての心的負担がかなり大きいというふうに思われます。実際利用が可能である日数にどれだけ近づけていけるかというところに関しては保護者の心的負担軽減にもつながりますし、またここは日数を上げていくことによって、その保護者の方たちの就労支援に大きく寄与すると思われまして、この日数を近づけていく、また安心して預けていくことができる取り組みについてこれから充実させていくためには、本町だけでなく、いろんな関係機関との連携また相談事が必要になってくるとは思いますが、そのあたりについていかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

繰り返しの答弁になろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな理由があるという部分をしっかりと分析をいたしまして、今後先ほど申し上げましたモニタリングであるとか、また個別支援会議等の中でしっかりと反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

そうしたら、時間も押してきましたので、次に進みます。

安心して学校生活を送れる環境づくりを整備することが子供たちは絶対的に必要です。そのためには、一番身近な大人である先生方との信頼関係構築が重要であります。教職員の方々が児童・生徒に向き合い、信頼関係を今以上に確保できるような環境づくりについて質問いたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

教育委員会としても、次世代を担う子供たちの健やかな育成のためには、安心して学校生活を送れる環境を整備して、教師が健康で余裕を持って明るく温かく子供たちと接することができることが重要であると考えております。そのためには、教師が健康的に日々の業務に従事できる職場環境づくりが次代を担う児童・生徒の育成に重要であり、子供たちの体や心、そして確かな学力について、調和のとれた豊かな人間性を育成する質の高い教育を持続的に実践していくための基盤になると考えております。

そこで、本町では、白石町立小・中学校特定事業主行動計画に基づいて、職員が仕事と家庭を両立させ、職場において十分に力を発揮できるように、職場の環境整備を行っているところです。

また、働き方改革を推し進めるために、教育委員会においては、長時間労働の解消、業務改善と環境整備に向けた取り組み、より適正な部活動のあり方、健康管理体制の充実の4つの柱から成る学校現場の業務改善に取り組んでおります。幾つか例を挙げますと、一斉定時退勤日を設定し、心身をリフレッシュする機会をふやす、夏期休業中及び冬期休業中の学校完全休業日を設定し、当番勤務の負担軽減や年次休暇等の取得促進を図る、学校教育支援員を各校の実情に応じて配置し、円滑な業務に寄与できるよう努める、地域コミュニティ等に学校への連携協力について依頼するといった取り組みを教育委員会としては行っております。

以上です。

○友田香将雄議員

答弁にもありました白石町立小・中学校特定事業主行動計画に基づいて、さまざまな環境整備に取り組まれているという答弁でした。

この行動計画については、中には計画の実施状況について、教育委員会が定期的に点検、評価を行うとありますが、そのあたりについては十分に取り組みはできてなかったというふうに伺っております。この行動計画におきましては、平成27年度からの5箇年計画であり、今年度が最後でございます。来年度以降の計画はどのようになっているのでしょうか。

○宮崎泰仁主任指導主事

令和2年3月31日までの5年計画であります。また5年計画ということで制度の改正とか必要事項を鑑みて、適宜見直しを行って、また作成をする予定であります。

○友田香将雄議員

この後も5箇年計画としてまた実施されていくというふうな答弁でございましたが、

今回で終わってしまう5年間にしっかりとブラッシュアップを行った上での計画をやっていたらと思います。

学校の先生方が子供たちと十分な信頼関係を構築することができる環境を整える、そのことは不登校問題やいじめ問題、また冒頭にもありました児童虐待の認知に大きく寄与すると考えております。引き続き、取り組みを加速させていただきたいと思っております。

そしてまた、今年度に行われます子育て世代包括支援センターのほうにおきましても、そういった学校であったり、先ほどもありましたいろんな子供たちに対する不安の払拭、また虐待の対策など、大きな役割を担って来ると思っております。今回一般質問に上げさせていただきました内容をもとに、充実したセンターの支援体制を整えていただきたいと思いますと思っております。

そして、次のまた質問に移らせていただきます。

時間がなくなってきたので、端的に話をさせていただきたいと思っております。

今本町では、スポーツ関係に力を入れていきたいというふうになっております。スポーツ、運動の習慣化を推進し、健康、体力の維持増進のため、各種事業に取り組んでおります。元氣なまちづくりのためにも、これからより充実した取り組みが必要であると考えておりますが、その取り組みを進めていくためには、ある程度の財源確保を行う必要があります。ニュースポーツの推進やスポーツ大会出場等の支援、競技力向上のための育成や、また各スポーツを通じた健康づくり、生きがいづくりの支援などを行うための財源確保をどのように考えているのというところをお聞きしたいと。

また、財源確保の手始めとして、町有地に設置している自動販売機から毎年150万円程度の収入があるというふうに把握しております。その利用用途におきましては、ゆうあい館の図書購入費や、あとは最近でありましたら、庁舎の管理費に全額充てられているというふうに把握しておりますが、これは悪いとは申しませんが、用途としては適切さを欠けるのかなというふうに考えております。使用用途を明確する上でも、自動販売機が設置されている場所の大半が文化施設やスポーツ施設等にあることから、文化やスポーツ振興の予算として使うということを提案したいと考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○川崎 直生涯学習課長

私のほうからは、スポーツ等の振興策について御答弁させていただきます。

スポーツ、運動は、明るく活力のある健康的な社会の実現にはなくてはならないものと考えております。御存じかと思えますけれども、来年には東京オリンピック・パラリンピックが、その3年後には佐賀県で2回目の国民スポーツ大会が開催されます。これからスポーツに対する関心が日増しに高まっていくものと思われます。

このような中で、本町においても、スポーツ、運動を通して町民へ健康、体力の保持増進を図る取り組みを推進していくことはとても効果的であると考えております。子供から高齢者まで多くの町民がスポーツ、運動に興味、関心を持ち、より身近なものとなるような意識の醸成を図り、また障がいのあるなしにかかわらず、誰もがスポ

一ツを楽しめる環境をつくっていくことがまず必要で、大変重要なことと考えております。

現在行っている振興策の一つとして申し上げますと、文化・スポーツ振興事業費激励費事業がございます。この事業は、九州体育会、全国体育会へ出場される方へ激励費を交付するもので、過去3箇年においても、毎年度100名を超える方から申請があり、激励費を交付しております。文化・スポーツの振興に寄与しているものと思っております。スポーツ、運動を通して、本町の健康増進を目指すという大きな目標に向かってさらなる推進と振興を目指してまいりたいと考えております。

○小池武敏企画財政課長

私ほうからは、財源確保という面から答弁をさせていただきます。

本町におきましては、さまざまなスポーツ・文化事業の推進、充実に取り組んでおりますが、一般財源や基金など、限られた財源を有効に活用することで財源確保に努めております。

その中で、議員御質問のまちづくり支援自動販売機の寄附金収入につきましては、設置事業者の地域貢献活動の一環といたしまして、平成22年度から、庁舎を初め、各公共施設に設置されておりますまちづくり支援自動販売機の売上金の20%を本町に寄附をいただいております。毎年約160万円ほどの金額になりまして、本町にとりまして貴重な財源として活用させていただいております。これまでゆうあい館の充実のために図書購入費にずっと充てさせていただいておりましたが、昨年度は施設の管理経費に充てさせていただきました。ただ、やはり議員御指摘のように、寄附者の地域貢献という御厚意を尊重し、より財源としての用途を明確にできるよう、今後ともスポーツ事業や文化事業など、町民が明るく元気になれるような取り組みに活用をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そうしたら、次の最後の質問に移ります。

高齢者や交通弱者の増加に伴い、地域交通網の整備がまちづくりを左右する。身近な交通手段の確保や運転免許証返納者対策において、全国の自治体においても対策を急がれている状況であります。今議会でも免許証返納対策、またはいこカーなどのお話がありましたが、本町の交通政策の課題等について改めてお願いします。

○木須英喜白石創生推進専門監

今議会の一般質問の最後の答弁になるかと思っております、よろしくお願いいたします。

質問の件でございますが、白石町だけの問題ではなく、全国的な地方の課題として上げられますのが、少子・高齢化等によりまして、若年人口と生産年齢人口が減少する、この一方で高齢人口は年々増加するという一方で、長期的には通学、通勤ニーズの減少、これと高齢者ニーズの増加が見込まれます。将来的な不安として、公共交通

が減り、自動車が運転できないと生活できないというふうな問題がありまして、白石町でも例外でないと考えております。高齢者の免許人口の増加とともに、免許返納の数は、さっきの資料にもございましたが、近年若干増加しているというふうに考えております。こういったことから、地方の自治体は多くの補助金を公共交通に出しておりますが、財政難によりずっとそれを続けていくことが難しくなっております。地方の路線バスでは、一部の路線廃止、運行数の削減等はもちろんとしまして、エリア全体で赤字で請け負っておりますバス事業者が撤退するというふうなケースも少なくないと考えます。

白石町においては、こういった中で、公共交通機関としていこカー、相乗りタクシーを従前から運行し、住民の利便性の向上に努めてまいっております。JRにおきましても、町内に佐農、白石高校、2つの高校を有しまして、肥前白石、肥前竜王、2駅は近隣学生の通学に係る身近な移動手段として活用されております。今後もこのようなネットワークの構築を検討しながら、きのう答弁もいたしました。現体系を縮小することのないよう、本町の交通政策を推進していきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

いこカーについては、今議会のほうでも大変議論になりました。

私は、もう一つのほうです、JRについて大変重要視をしております。先ほども答弁にありましたように、我が町では2つの高校があります。その高校に通う生徒が今たくさん利用しているというところで、関係人口の増加にも大変つながっているところがございます。

例えば、今後JRのほうで利便性がどんどん悪くなってくるとした場合、例えば学校のほうの生徒の数にも影響しておりますし、仮にじゃあJRがなくなったとした場合に、例えば本町のまちづくりに対して大変大きな影響を及ぼすものでございます。改めてこのJRは、まちづくり、地域活性化に大変重要であるというふうな認識をい持たれているのか、また今後JRに対して盛り上げていくための施策について質問をいたします。

○木須英喜白石創生推進専門監

JRの肥前白石駅については、近年特に町内外の高校生が通学に利用しております。乗車あるいは迎えまでの待ち時間を過ごす場所として活用されておまして、またJRについては、町内の人町外へ移動する、町外の人町内を訪れる公共交通機関の一つとして重要な役割を果たしているのではないのでしょうか。

きのうお話がありましたが、観光面につきましても、駅前また道の駅、そういうのを含めて活性化させるには、そういった利用者の人たちが駅舎から駅の前、周辺です、そちらのほうに出て過ごす、そういった人の流れをつくるということが重要ではないかなというように考えます。

このため、そのきっかけとして、今年度まちづくり団体、ひーでんぎおんの前夜祭実行委員会、こちらへ特産物PR推進協議会、こういったところに県の事業といたし

まして、人の流れを生み出す地域の自発の取り組み支援事業、あと長崎本線沿線地域振興事業、こういった県の事業がございますので、これを推進し、取り組んでいただいたところがございます。

また、JRのほうで長崎本線の沿線地域です、こちらの振興のために、昨年度から県内の市町等と連携いたしました企画列車の運行やPRイベント等を実施されております。ついこの前も博多駅前イベントを行ってきたところがございます。こういったことについて、今年度も11月24日でございますが、長崎本線を通る企画列車、うまかby列車というのが運行を予定されております。町内外の人がそういったデザイン列車の車両を肥前白石駅等で見られるような停車ができないかということを含めまして、いろいろJRのほうと相談をさせていただいているような状況です。

以上です。

○友田香将雄議員

JRを重視しているという答弁がありましたので、大変安心をしました。

鉄道は、ほかの公共交通機関と比べても、中・長期地域間をつなぐ貴重なインフラであると考えております。利用者をふやしていく施策やまちづくりの施策について、今後さまざまな形で質問をさせていただきたいと思っておりますので、きょうは一旦このぐらいで終わっておきます。

それでは、4分前でちょうどいい時間になりましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで友田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日は13日は議案審議です。

本日はこれにて散会します。

11時36分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月12日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 小 柳 八 束